

神通川水系流域委員会の進め方

令和7年8月5日

北陸地方整備局 富山河川国道事務所

流域委員会とは

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。
 - ①流域の社会情勢等の変化
 - ②地域の意向
 - ③事業の進捗状況及び進捗見通し
 - ④河川整備に関する新たな視点
2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、河川整備計画の変更案に対して意見を述べる。
3. 河川整備計画に基づく事業について、事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、事後評価について審議を行う。

総合水系環境整備事業（自然再生計画の内容）

- ・平成29年12月に神通川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕が策定された。河川整備計画では、河川環境の整備と保全に関して、以下の目標が掲げられている。
- ・自然再生計画は、これらの計画で掲げられている河川環境の整備と保全のうち、良好な自然環境の保全、失われた又は劣化した環境の再生に関する整備を実現していくための実施計画であり、総合水系環境整備事業（自然再生事業）として実施するものである。

河川整備計画における目標

①自然環境

- 神通川水系河川整備基本方針に沿って、河川全体の自然の営みを視野に入れ、神通川が本来有している瀬や淵、砂礫河原、ワンド・湧水・細流等の環境の保全及び創出に努めます。
- 河川の上流から下流、本支川を移動し、瀬や深い淵といった神通川本来の自然環境のもとで生息・繁殖している魚類等の多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全及び再生を図ります。
- 河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保により良好な河川環境が保全及び創出されるよう努めます。
- 神通川で確認されている特定外来生物については、関係機関と連携して拡大の防止及び新たな特定外来生物の移入の回避に努めます。

②水質

- 継続的な水質モニタリング及び関係機関との連携を図りながら、適切な監視体制を確保し、良好な水質の維持を図ります。

③景観

- 流域内の多様な自然景観や人々の生活の様々な営みを支えてきた神通川特有の河川景観の保全に努めるとともに、地域の歴史・文化・風土にも配慮しながら、沿川の土地利用と調和した良好な水辺景観の維持及び形成が図られるよう努めます。

④人と河川との触れ合いの場の維持・創出

- 地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた神通川の恵みを活かしつつ、活力ある地域づくりに資するよう、適正かつ安全で快適な河川敷地の多様な利用がなされるよう努めるとともに、河川とのふれあいの場、憩いの場としての整備・保全を図ります。
- 神通川の有する教育・文化的な価値を活かした防災・環境学習等への支援、地域住民や地方公共団体・河川協力団体・NPO 等との連携による住民参加型の河川管理を推進します。

自然再生計画の内容

①基本理念

神通川の自然再生事業が地域をつなぐネットワークの軸に
～サクラマスなど川の資源を活用した地域活性化～

- (1) 自然再生を通して、環境教育、連携、体験を促進し、地域との関係強化
- (2) 自然再生を通して、流域内の観光資源の発掘・再発見、関係機関を結ぶ場作り
- (3) 「神通川」の魅力を発信し、地域活性化（観光資源の活性化）へ展開

②目標

サクラマス等を育む神通川本来の豊かな河川環境の再生
～神通川がつなぐ、自然・人・文化～

③実施方針

- ・流域全体の課題を見据えたうえで、必要な整備内容および手順を定め、点から線へ、線から面へ段階的に展開していく
- ・これまでの自然再生事業等で得た知見を反映する
- ・河川整備計画における治水整備と連携を図る

④整備内容

- ・「隠れ場の整備」 サクラマス成魚等が生息可能な、深くて流れの緩い場所（淵）を整備する。
- ・「幼魚の生息場の整備」 流入水路などを活用して、遊泳力が弱いサクラマス幼魚等が生息可能な流れの緩やかな細流環境を整備する。
- ・「瀬淵の整備」 サクラマス幼魚の生息環境や成魚の産卵環境となる多様な流れを整備する。

事業再評価

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋